

福祉避難所の障害別設置割合に関する考察

Consideration on the proportion of welfare evacuation shelters by disability

○三浦 春菜¹, 中林 一樹²
 Haruna MIURA¹ and Itsuki NAKABAYASHI²

¹ 明治大学 研究・知財戦略機構

Organization for the Strategic Coordination of Research and Intellectual Properties, Meiji University

² 明治大学 政治経済学研究科

Graduate School of Political Science and Economics, Meiji University

In this paper, the wards in Tokyo will grasp to what extent the welfare evacuation shelter and what kind of facilities are covered for the target disabled persons and the elderly people. Then, we clarify to what extent the facility corresponds to each obstacle. By doing so, this paper outlines the measures taken by municipalities to ensure that everyone can live with peace of mind in the event of a disaster.

Keywords : welfare evacuation shelter, disability

1. はじめに

厚生労働省は、福祉避難所について、「福祉避難所とは、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。」¹としており、災害弱者に対する施設として近年設置が進められている。

しかし、実際に開設した事例は少なく、またほとんどの自治体で、福祉避難所の対象者となる高齢者、障害者は、一般の避難所にまずは向かい、その後、選ばれて福祉避難所に入ることができるという手順を踏むため、積極的に公開しているところが少なく、そのために認知も進んでいない。

竹葉ら²は、全国の市区に対するアンケート調査により、全体的な福祉避難所の設置状況を明らかにしている。岡田ら³は、数少ない福祉避難所設置について、直接福祉避難所に向かう事例も含め、受け入れ状況を明らかにしている。

本論文では、東京都の区部を中心に、区のホームページから福祉避難所をすぐに把握できたところに対して、障害者、高齢者の割合に対してどの程度福祉避難所があり、どのような施設が対象となっているか把握することで、施設がどの程度各障害に対応しているか明らかにし、災害時において、だれもが安心して生活ができるための自治体の対策について概観する。

2. 結果

(1) 福祉避難所がすぐ把握できる自治体

東京都の区部において、福祉避難所の数、施設の名前がすぐに確認できるかを区のホームページから把握した。3分の2程度は把握することができない。

普段使っている施設が該当するのか、わからないまま、知らない施設に避難するのは心理的な負担が大きいと予想される。

また、普段から知っていて、福祉避難所がどのような

ものか理解があれば、スムーズな避難にもつながる可能性がある。受け入れに際して、どのような手順をだれが踏むのかを決めておけば、むしろ積極的に広報するほうが、福祉避難所に対する理解が進み、円滑な避難につながるのではないかと。

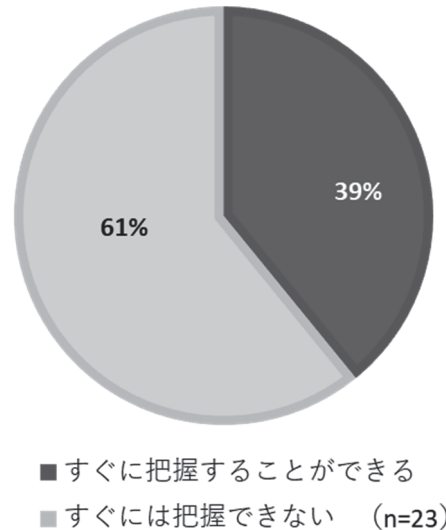


図1 福祉避難所をホームページですぐに見ることができる自治体の割合

(2) 福祉避難所と高齢者、障害者の割合

福祉避難所をすぐに把握することができる、AからKの区について、全避難所に対する福祉避難所の割合と、人口に対する高齢者・障害者の割合を比較した。

すべての高齢者・障害者が避難所、特に福祉避難所に行くわけではないが、あまりに福祉避難所の設置数が少ないと受け入れ人数が限られる。

入所施設については、基本的には満員が基本であって、空いているベッドがあるほうがまれである。そこを指定するのであれば、1つ1つの施設の受け入れ人数は少ない

はずで、なるべく多く、福祉避難所として指定することで、受け入れの負担も、入ってくる高齢者・障害者の負担も軽減できる可能性がある。

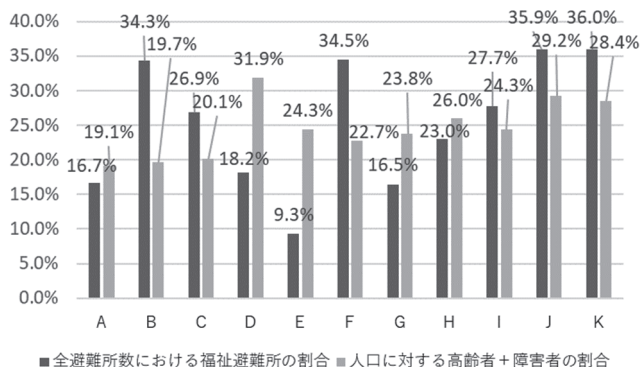


図2 全避難所数における福祉避難所の割合と人口に対する高齢者、障害者の割合

(3) 福祉避難所となる施設の用途

福祉避難所に指定されている 236 施設の内、特別養護老人ホームなどの入所施設が 32.6%で一番多く、次いで高齢者センターなどの通所の高齢者向けの施設が 22.5%、その他公共施設として、広く一般の人々が利用する公共施設が 18.6%、知的障害者の通所施設が 15.7%、福祉センターなどのその他福祉施設が 9.3%、知的障害者の入所施設は 2 施設、その他の入所施設は 1 施設しか指定されていない。高齢者施設や知的障害者施設は設置数が多いので、福祉避難所に指定される数も多いと思われる。他にも数は少ないが、身体障害者の施設や、精神障害者の施設もあるが、福祉避難所として指定されている施設は、今回は把握できなかった。

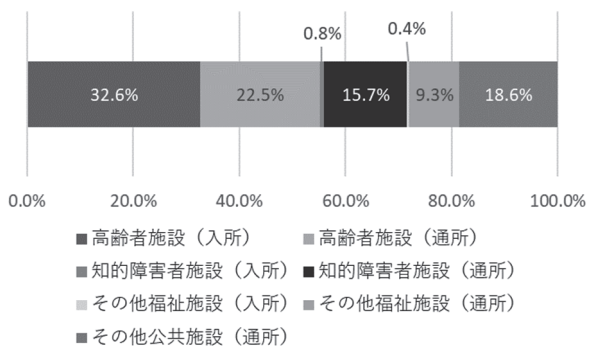


図3 福祉避難所となる施設の施設用途 (n=236)

(4) 福祉避難所となる施設の用途と障害者、高齢者割合

さらに、1つの区内で見てみると、K区では、高齢者の入所、通所施設や、知的障害者の通所施設、その他、通所の福祉施設や、一般的な公共施設と様々な施設を福祉避難所としている。その対象となる高齢者、障害者の割合は、身体障害者が多く、次いで高齢者、知的障害者、精神障害者となっている。ただし、複数の障害にまたがる場合や、高齢者の障害者である場合もあるが、ここでは両方にカウントされている。身体障害者と精神障害者の施設は区内に複数あるが、指定はされていない。

■ 65歳以上の高齢者数 ■ 身体障害者手帳所持者
■ 知的障害者手帳所持者 ■ 精神障害者手帳所持者

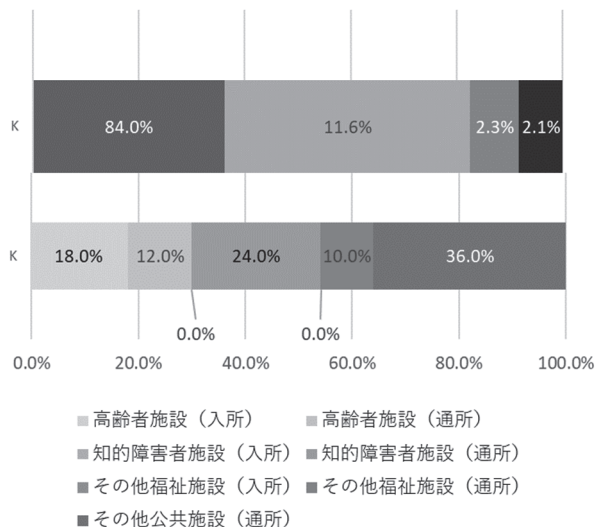


図4 K区の福祉避難所となる施設の内訳と高齢者、障害者の割合

3. 考察

福祉避難所について、進んで公表されているかをまず把握した。高齢者などは、ホームページを見ることも難しい場合もあり、そのような場合、仕組み自体も把握されず、災害時に、福祉避難所の仕組みが利用されない可能性もある。

また、福祉避難所の施設について、高齢者施設と知的障害者施設が多く、ついで一般の公共施設も指定されていた。バリアフリー化がなされていれば、受け入れは可能であるかもしれないが、急激な変化に弱い高齢者・障害者に対して、可能な限り、ベッドの対応や、なるべく少人数で、同じような障害で、周りを気にせず過ごせる環境をつくるには、すでにそのような空間がある入所施設が対応しやすいと考えられる。しかし、あまり多く受け入れてしまうと、定員を超過したり、廊下に空間を増設するといった環境低下の懸念がある。そのためにも、その障害に合った対応ができる様々な施設を、より多く指定することで、受け入れられやすく、受け入れやすい環境となるのではないかと。

4. おわりに

分析数が少ないため、今後増やしていく必要がある。

子育て世代の避難についての記載がないが、妊娠中の方や幼児は高齢者・障害者同様、色々な人々がいる中で、成人男性と同じような生活をするのが難しい。

幼稚園や保育園を避難所に指定している自治体は少なく、福祉避難所として子育て家庭が避難する場所として指定している区はなかった。今後、子育て世代についても分析を加えて知見を増やしていきたい。

参考文献

- 厚生労働省 福祉避難所設置状況
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaikyuj7.html>
- 竹葉勝重, 大西一嘉, 災害時の福祉避難所の全国的な整備状況に関する研究, 地域安全学会論文集 No. 11, 2009. 11
- 岡田尚子, 大西一嘉, 2014 広島土砂災害における福祉避難所等の受け入れ状況と課題, 地域安全学会論文集 No. 28, 2016. 3